

住民票及び戸籍の附票等 について

住民票(例)、戸籍の附票(例)

住 民 票 (例)

氏名	この ぎたろう		明大 昭平	男	甲野義太郎	本人	世帯員数	2	4・1・10	・	・	x	x	x
	甲野 義太郎		40・6・21	女		続柄	世帯員番	1	・	・	・			
住所	東京都千代田区霞が関五丁目1番1号					住民となつた年月日	明大昭平 出生 4・1・10	届出	昭平 4・1・10	住民票コード	XXXXXXXXXXXX			
						異動年月日	昭平 転居	年月日	昭平 転居	個人番号	XXXXXXXXXXXX			
本籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地					筆頭者	甲野 義太郎							
前住所	東京都中央区銀座九丁目1番1号													
転出						昭平	転出予定	届出	昭平					

国民健康保険

記番号	XXXXXXXX-XX	
資格取得	昭平 昭平	
資格喪失	昭平 昭平	
退職被保険者又は被扶養者の別	当該年月日	非該年月日
退・被扶	昭平	昭平
退・被扶	昭平	昭平
備考		

後期高齢者医療

番号		
資格取得	昭平 昭平	
資格喪失	昭平 昭平	
備考		

選挙人名簿

登録	*****
----	-------

児童手当

支給開始	昭平
支給終了	昭平
備考	

国民年金

基礎年金番号	XXXX-XXXXXX	
資格得喪・種別変更	昭平 x・x・x 昭平 昭平	
	昭平 昭平	
	昭平 昭平	
	昭平 昭平	
備考		

介護保険

番号		
資格取得	昭平 昭平	
資格喪失	昭平 昭平	
備考		

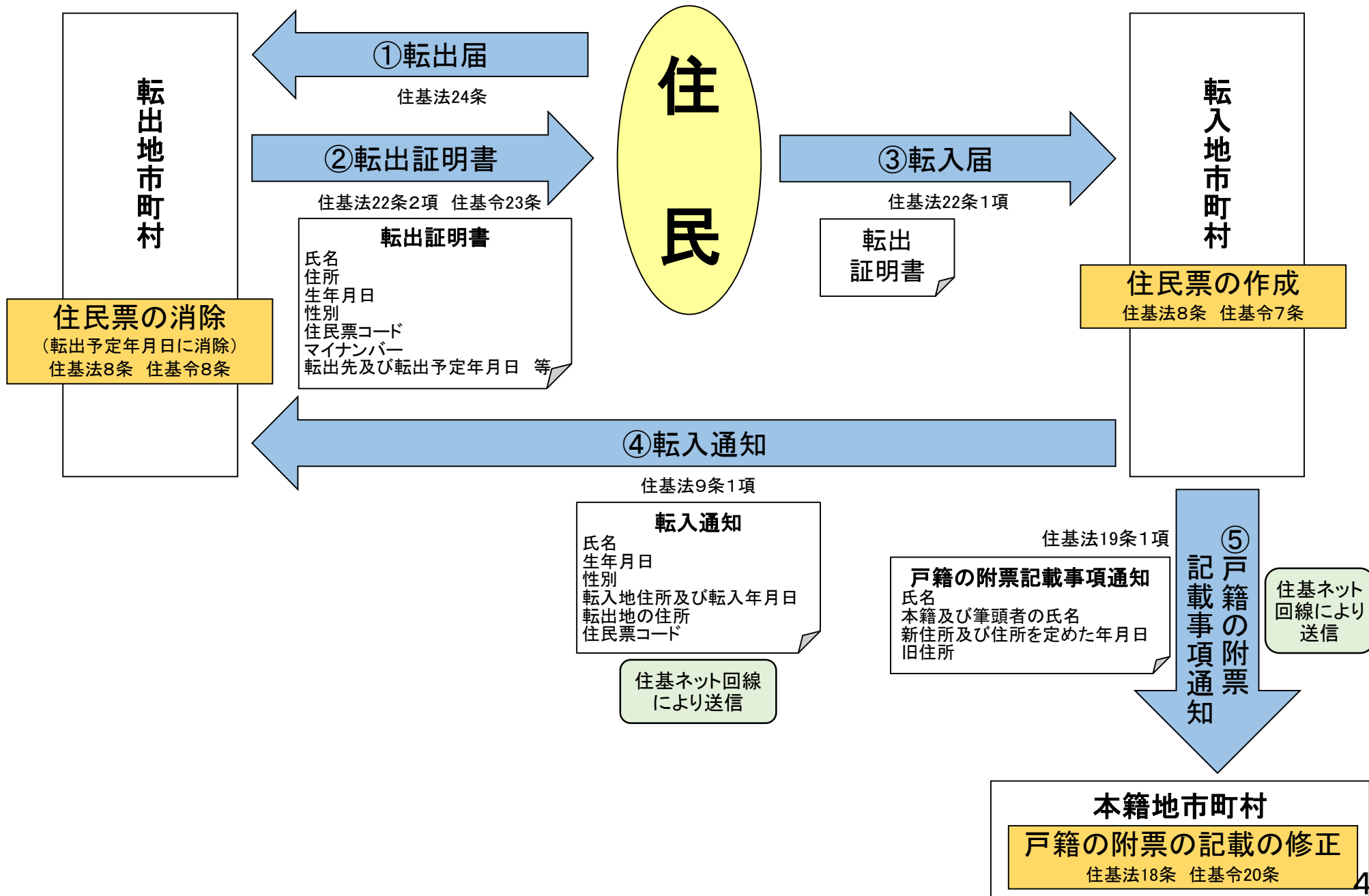
戸籍の附票(例)

(3)					(2)					(1)					番号	記載事由欄	平成4年1月10日	消改作	除製成	本籍
5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						
															平成4年1月10日転入届出	平成4年1月10日転入届出				東京都千代田区平河町一丁目四番地
															東京都千代田区霞が関五丁目一番一号	東京都千代田区霞が関五丁目一番一号				住所を定めた年月日
															平成4年1月10日	平成4年1月10日				氏名
																				甲野 義太郎
																				名
																				梅子
																				義太郎
																				名

戸籍(例)

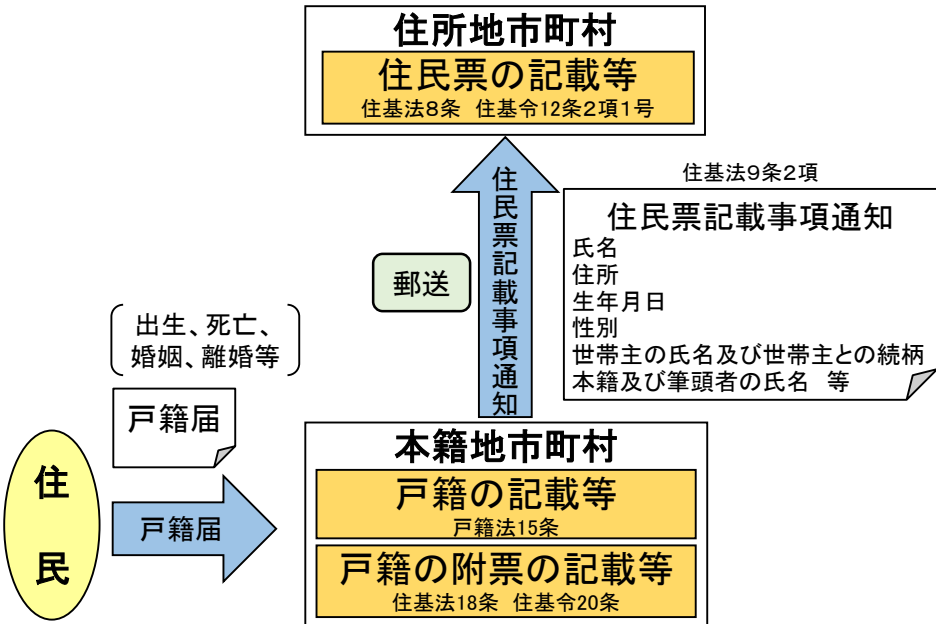
										本籍		東京都千代田区平河町一丁目四番地					
										平成四年杓月拾日編製印							
										昭和四拾年六月式拾杓日東京都千代田区で出生同月式拾五日父届出入籍印							
										入籍印							
										平成四年杓月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍印							
										昭和四拾杓年杓月八日京都市上京区で出生同月拾日父届出入籍印							
										平成四年杓月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍から入籍印							
生出				妻		母		父		生出		夫		母		父	
				梅子		春子		乙野忠治		昭和四拾杓年杓月八日		義太郎		松子		甲野幸雄	
						女		長				男		長		甲野義太郎	

転入届・転出届がされた場合の住民票の記載等フロー(例)

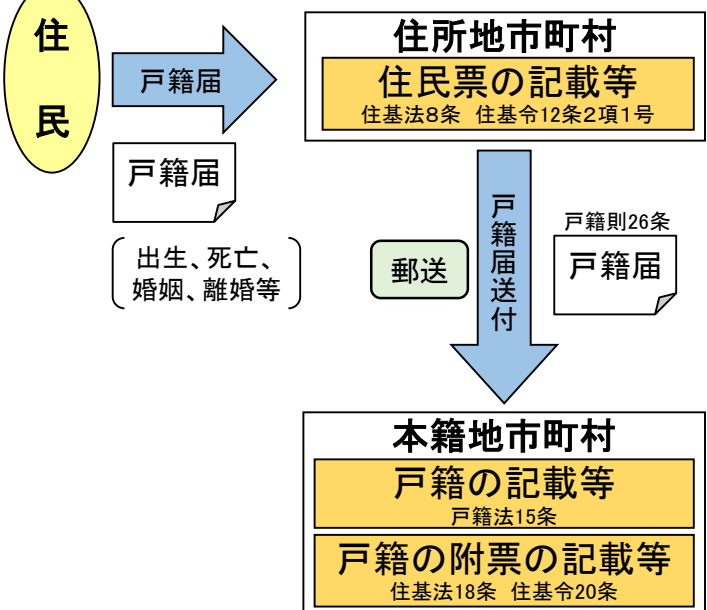


戸籍届がされた場合の住民票の記載等フロー(例)

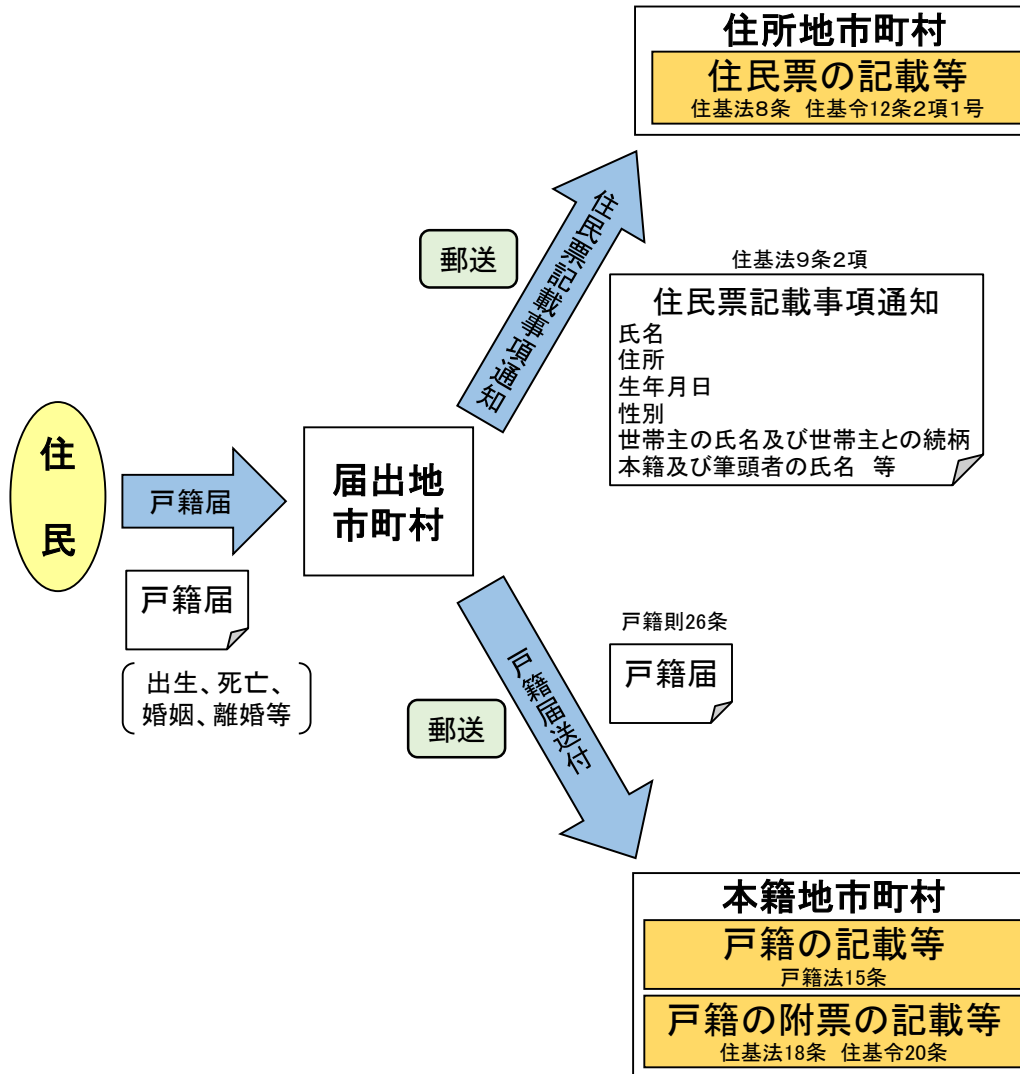
《本籍地市町村に届出をした場合》



《住所地市町村に届出をした場合》

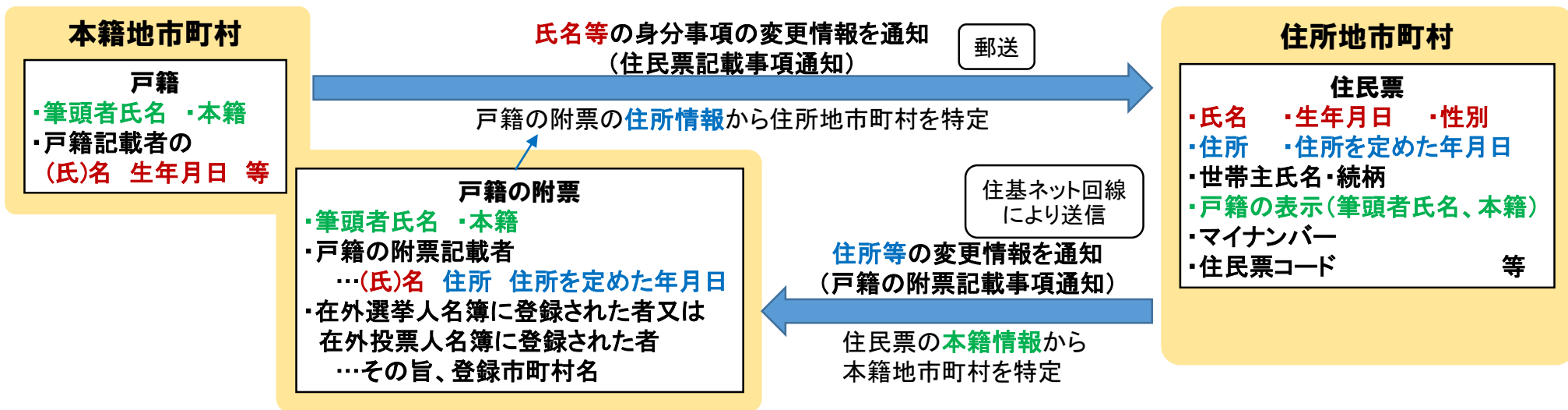


《本籍地市町村・住所地市町村以外の市町村に届出をした場合》



戸籍の附票について

- 「戸籍」は、身分関係を公証するものとして、戸籍法(第6条)に基づき、本籍地市町村において作成。
- 「住民票」は、市町村における住民の現在の居住関係(現住所)を公証することが目的であり、住民基本台帳法(第5条等)に基づき、住所地市町村において作成。
- **住民票の氏名等の情報は、戸籍の氏名等をもとに記載しており、これと一致させることにより住民票の正確性を確保するため、住民票と戸籍を連携させるものとして「戸籍の附票」(住民基本台帳法第16条)が存在。**



- **戸籍がある限り戸籍の附票も存在。**例えば戸籍記載者全員が死亡すると、戸籍が消除され、戸籍の附票も消除。

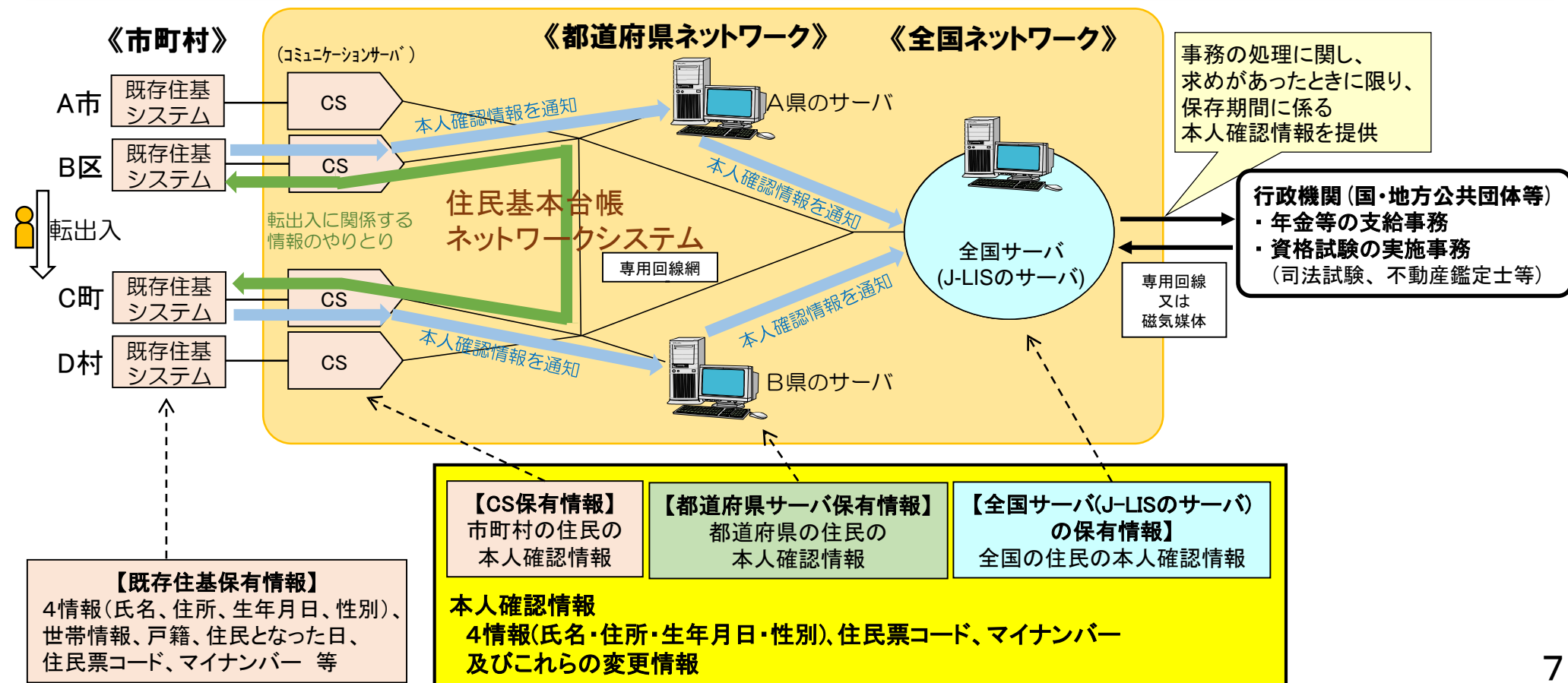
(例)

出生	→ 親の戸籍、戸籍の附票に記載
その後、結婚	→ 親の戸籍、戸籍の附票を一部消除 → 夫婦の新戸籍、新戸籍の附票を作成
その後、他市町村に転籍	→ 現在の戸籍、戸籍の附票を全部消除 → 他市町村において、新戸籍、新戸籍の附票を作成
その後、夫死亡	→ 現在の戸籍、戸籍の附票を一部消除
その後、妻死亡	→ 現在の戸籍、戸籍の附票を全部消除

住民基本台帳ネットワークシステムについて

- **住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)**は、市町村の区域を越えた住民基本台帳事務の処理及び国等の行政機関の事務処理に関し、**市町村の区域を越えて本人確認を行える**ようにするため、各種行政の基礎である**居住関係を公証する住民基本台帳の分散・分権的なネットワーク化**を図ったもの。
- 各市町村の住民基本台帳を集中・集権的にネットワーク化するのではなく、**住民基本台帳の記載事項のうち4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード、マイナンバーと、これらの変更情報を「本人確認情報」としてデータベース管理**。
- また、**住民の転出入があった場合にも、関係する情報を住基ネット回線を利用して市町村間で送信**している。

(転入地市町村から転出地市町村への転入通知、マイナンバーカードを用いた転入手続に係る転出証明書情報通知など)



住民票等の保存期間の変遷

住民票の除票の保存期間	戸籍の附票の除票の保存期間	新たな通知を受けた場合の直前の本人確認情報の保存期間	(参考) 除籍簿の保存期間
		<p>住民票の記載・消除・記載の修正があると、当該記載等に係る本人確認情報を都道府県・J-LISに通知する。</p>	<p>(昭和23年施行時) 50年</p>
<p>(昭和42年 施行時) 5年</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金の老齢年金請求権が満65歳になってから5年とされていること、税金の課税権が5年までしかさかのぼれないこと等を参考に決定 	<p>(昭和42年 施行時) 5年</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍の附票は本籍地で現住所を把握することが目的であり、現住所を公証する住民票と同じとした 		<p>(昭和37年) 80年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 相続登記申請等に必要のため50年以上経過した除籍簿の謄抄本の交付請求が少なくない現状を踏まえたため
	<p>(平成11年 在外選挙導入時) 5年(在外者等は80年)</p> <p><在外者等を80年に延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 在外者等に係る戸籍の附票の除票の保存期間5年を経過すると、最終住所地の把握が困難となるため 	<p>(平成14年 住基ネット導入時) 5年～80年 (従前の住民票コードを確認できるようにする等の理由により、その者が再び国内に転入するまで最長80年間保存)</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票や戸籍の附票の除票の保存期間と同じ5年としたが、出国者が5年以上経過してから帰国した場合には、その者の直前に記載された住民票コードを消除された住民票(保存期間5年)から確認できないため <p>※年数は、当時の除籍簿や在外者等に係る戸籍の附票の除票の保存期間80年を考慮した</p>	<p>(平成22年) 150年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 子が、自身が亡くなるまでの間に祖父母に係る相続手続をすることができるようにしたため <p>※年数は、平均寿命や第一子時の平均年齢を考慮した</p>
	<p>(平成27年 マイナンバー制度導入時) 5年(在外者等は150年)</p> <p><在外者等の年限を延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 平均寿命が伸び、80年の保存期間では在外者等の最終住所地の確認ができない場合が生じると考えられたため <p>※年数は除籍簿の保存期間150年を考慮</p>	<p>(平成27年 マイナンバー制度導入時) 150年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号制度導入後は、各個人の情報がマイナンバーを基に名寄せされ継続的に管理されることとなり、事務によっては生涯にわたり各個人の4情報やマイナンバーの確認を行う必要があったため <p>※年数は除籍簿の保存期間150年を考慮</p>	

住民のライフイベントと住民票等との関係図 <①基本図>

…共通の記載(記録)事項

住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報

- ・氏名
- ・マイナンバー
- ・生年月日
- ・住民票コード
- ・性別
- ・住所

公的個人認証
署名用電子証明書 利用者証明用電子証明書

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・発行番号

マイナンバーカード

- ・氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・マイナンバー
- ・性別

ICチップ

住民票

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・住所を定めた年月日
- ・世帯主氏名・続柄
- ・戸籍の表示(本籍・筆頭者氏名)
- ・マイナンバー
- ・住民票コード

等

戸籍の附票

- ・戸籍の表示(本籍・筆頭者氏名)
- ・名
- ・住所
- ・住所を定めた年月日

等

戸籍

- ・戸籍の表示(本籍・筆頭者氏名)
- ・名
- ・生年月日

等

住民票の氏名等の情報が住民基本台帳ネットワークの本人確認情報として記録

住所地市町村において住民票が作成

住民票の氏名等を戸籍の氏名等と一致させるため、住民票と戸籍を連携させるものとして「戸籍の附票」が存在

本籍地市町村において戸籍が作成

※単身者の住民票等

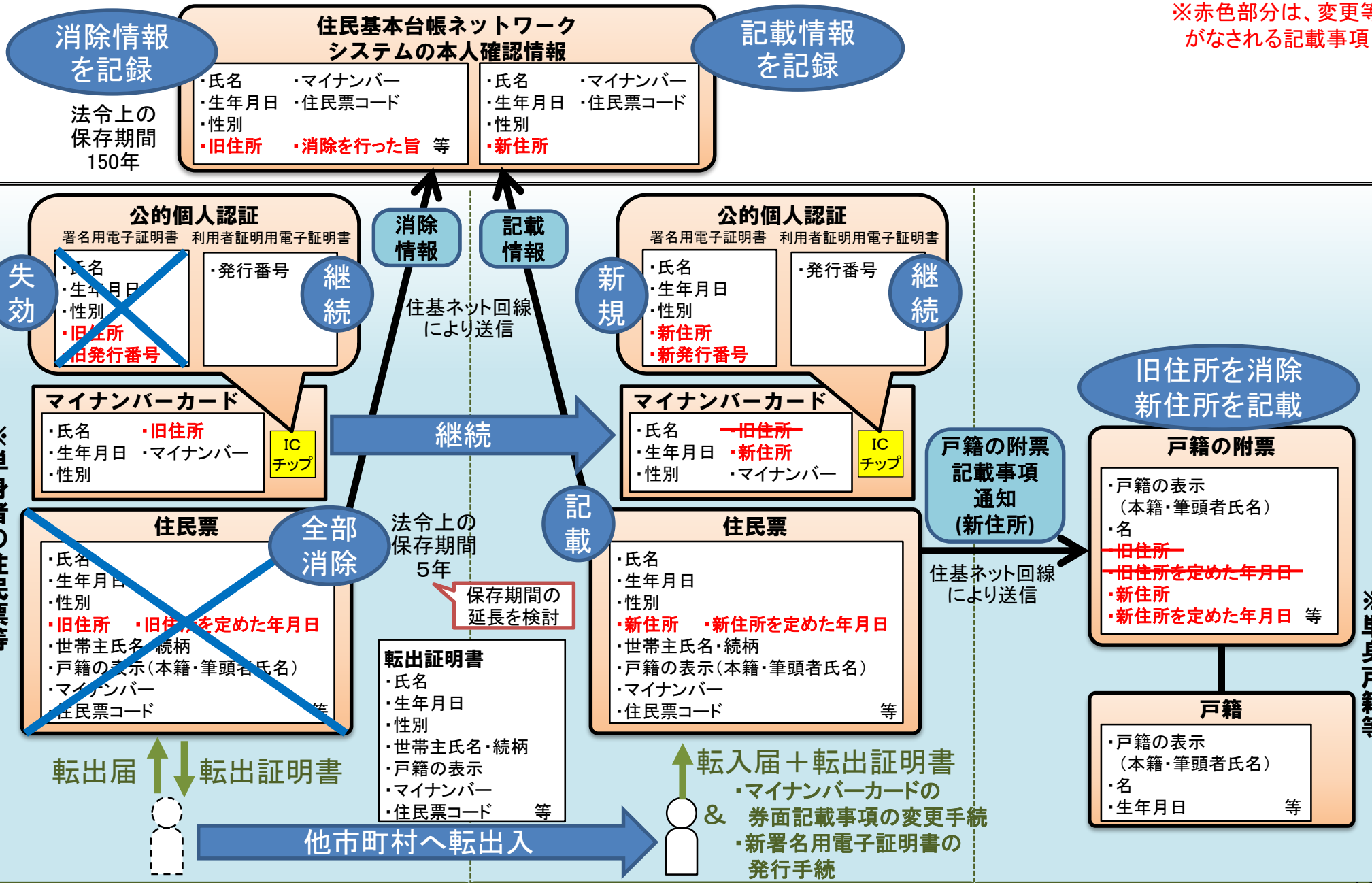
※単身戸籍等

マイナンバーカードに電子証明書を搭載(公的個人認証システムで発行)

希望者にマイナンバーカードを発行(カード管理システムを使用)

住民のライフイベントと住民票等との関係図 <②他市町村への転出入時>

※赤色部分は、変更等
がなされる記載事項



※単身者の住民票等

※単身戸籍等

住民のライフイベントと住民票等との関係図 <③国外への転出時>

※赤色部分は、変更等
がなされる記載事項

本人が在外公館を経由して
最終住所地市町村等の選挙
管理委員会に登録申請をし、
その者を登録された場合

最終住所地市町村等
の選挙管理委員会

削除情報
を記録

法令上の
保存期間
150年

**住民基本台帳ネットワーク
システムの本人確認情報**

- 氏名
- マイナンバー
- 生年月日
- 住民票コード
- 性別
- 旧住所**
- 削除を行った旨** 等

公的個人認証
署名用電子証明書 利用者証明用電子証明書

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 旧住所**
- 発行番号
- 発行番号

失効

マイナンバーカード

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 旧住所**
- マイナンバー
- ICチップ

失効

住民票

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 旧住所**
- 旧住所を定めた年月日**
- 世帯主氏名 続柄
- 戸籍の表示(本籍・筆頭者氏名)
- マイナンバー
- 住民票コード

全部
削除

削除
情報

住基ネット回線
により送信

海外継続利用のために
戸籍の附票を基盤とした
公的個人認証を検討

旧住所を削除
新住所を記載

戸籍の附票
記載事項
通知
(新住所等)

法令上の
保存期間
5年

保存期間の
延長を検討

戸籍の附票

- 戸籍の表示
(本籍・筆頭者氏名)
- 名
- 旧住所**
- 旧住所を定めた年月日**
- 移住先
- 転出予定年月日
- 等
- 在外選挙人名簿、
在外投票人名簿に
登録された旨
- 登録市町村名

戸籍

- 戸籍の表示
(本籍・筆頭者氏名)
- 名
- 生年月日
- 等

通知 郵送

※単身者の住民票等

※単身戸籍等



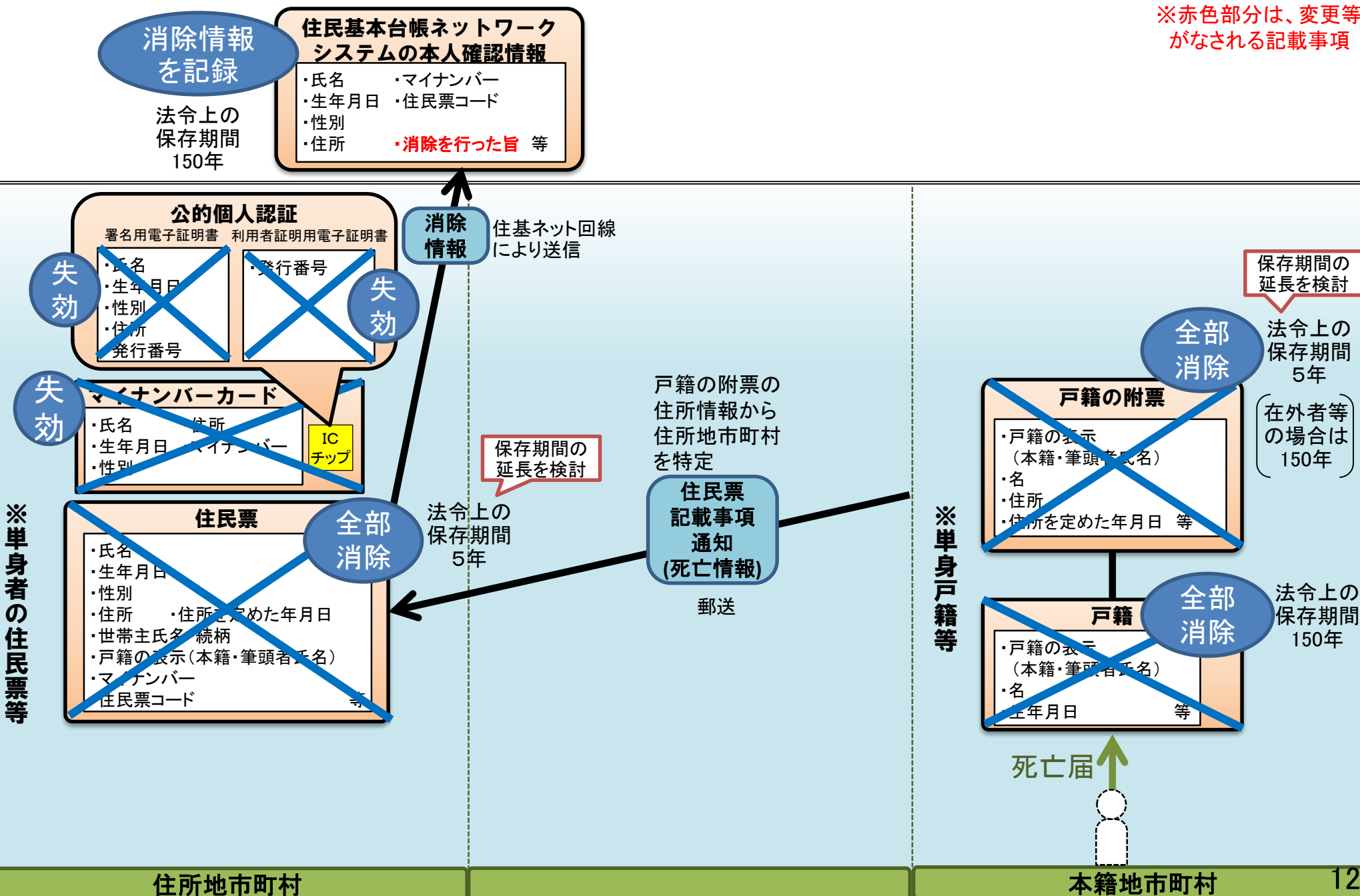
転出地市町村

国外

本籍地市町村

住民のライフイベントと住民票等との関係図 <④死亡時>

※赤色部分は、変更等
がなされる記載事項



住民のライフイベントと住民票等との関係図 <⑤婚姻時> ※妻の場合の例

- <前提>
- ・婚姻前の夫・妻の本籍地市町村が同じ
 - ・婚姻により妻が夫の氏に改氏
 - ・新戸籍の筆頭者は夫
 - ・妻は、婚姻前から夫と同じ住所
 - ・世帯主は夫

法令上の
保存期間
右記修正後
150年

住民基本台帳ネットワーク システムの本人確認情報

・旧氏名 ・生年月日 ・性別	・住所 ・マイナンバー ・住民票コード	・婚姻後の氏名 ・生年月日 ・性別	・住所 ・マイナンバー ・住民票コード
----------------------	---------------------------	-------------------------	---------------------------

※赤色部分は、変更等
がなされる記載事項

記載の修正
情報を記録

公的個人認証

署名用電子証明書 ・旧氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・旧発行番号	署名用電子証明書 ・婚姻後の氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・新発行番号	利用者証明用電子証明書 ・発行番号
---	--	----------------------

失効 新規 継続

マイナンバーカード

ICチップ

・旧氏名 → 婚姻後の氏名 ・住所 ・生年月日 ・マイナンバー ・性別

記載の修正
情報

住基ネット回線
により送信

本人(=妻)の
記載事項のみ
消除

戸籍の附票

・戸籍の表示(本籍・筆頭者氏名) 〈父の〉・名 ・住所 ・住所を定めた年月日 〈母の〉・名 ・住所 ・住所を定めた年月日 〈妻本人の〉・名 住所 住所を定めた年月日 等

※妻の前戸籍等

戸籍

・戸籍の表示(本籍・筆頭者氏名) 〈父の〉・名 ・生年月日 等 〈母の〉・名 ・生年月日 等 〈妻本人の〉・名 生年月日 等
--

本人(=妻)の
記載事項のみ
消除

戸籍の附票の
住所情報から
住所地市町村
を特定

(新) 戸籍の附票

・(新)戸籍の表示((新)本籍・(新)筆頭者氏名) 〈夫の〉・名 ・住所 ・住所を定めた年月日 〈妻の〉・名 ・住所 ・住所を定めた年月日 等

※夫婦の戸籍等

(新) 戸籍

・(新)戸籍の表示((新)本籍・(新)筆頭者氏名) 〈夫の〉・名 ・生年月日 等 〈妻の〉・名 ・生年月日 等

住民票

旧氏名 ・ 婚姻後の氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・住所を定めた年月日 世帯主氏名・続柄 ・(新)世帯主氏名・続柄 戸籍の表示(本籍・筆頭者氏名) ・(新)戸籍の表示((新)本籍・(新)筆頭者氏名) ・マイナンバー ・住民票コード 等

記載の
修正

住民票
記載事項
通知
(氏名等)
郵送

マイナンバーカードの券面記載事項の変更手続
新署名用電子証明書の発行手続



住民票、戸籍の附票(これらの除票を含む)の写しのニーズ

住民票の写しが必要となるとき → 現在の住所を知りたいとき

<求められる場面(例)>

- 児童扶養手当や住居手当の認定請求の際、現住所等の確認のため、住民票の写しが求められる
- 不動産の賃貸契約の締結の際に、貸主が借主の引越前の住所の確認を行うため、住民票の写しが求められる。
- 運転免許証の新規取得の際に、本籍及び現住所の確認のため、戸籍の表示を記載した住民票の写しが求められる。また、住所変更の際、新住所の確認のため、住民票の写しが求められる 等

戸籍の附票(除票を含む)の写し、住民票の除票の写しが必要となるとき

→ 住所の履歴を知りたいとき

<求められる場面(例)>

- 不動産登記簿の登記名義人が当該不動産登記簿に記載された住所から複数回引越をしている不動産について、相続手続を進める際、住所をたどって真の所有者を特定するため、戸籍の附票(除票を含む)の写しを活用する。
- 以前に開設したが長期間使用していなかった口座(休眠預金)を利用する際、当時の住所と現住所の確認のため、これらが記載されている戸籍の附票(除票を含む)の写しが求められる
- 車の廃車、譲渡及び住所変更手続の際、車検証に記載された住所から所有者が複数回引越をしている場合には、当時の住所と現住所の確認のため、これらが記載されている戸籍の附票(除票の写しを含む)の写しが求められる。 等